

医療安全対策

概 要

医療安全対策

【基本的考え方】 医療の安全と質の向上という視点を重視して、医療安全対策検討会議報告書（H17年6月）等を踏まえ各施策を実施

<主な提言>

<対応>

【医療の質と安全性の向上】

- 無床診療所、歯科診療所、助産所、及び薬局に対し、一定の安全管理体制の構築を制度化
(①安全管理指針マニュアル整備、②医療安全に関する研修実施、③事故等の院内報告)
- 医療機関における院内感染対策の充実
(①院内感染防止の指針・マニュアル整備、②院内感染に関する研修実施、③感染症の発生動向の院内報告、④院内感染のための委員会設置（病院または有床診療所のみ）)
- 医薬品・医療機器の安全確保
(①安全使用に係る責任者の明確化、②安全使用に係る業務手順の整備、③医療機器に対する定期的な保守点検)
- 医療従事者の資質向上
- 行政処分を受けた医療従事者に対する再教育の義務づけ

- 医療安全管理体制の強化（H18法改正等）
- 院内感染制御体制整備の義務づけ（H18省令改正）
- 医薬品・医療機器等の安全使用に係る責任者の配置等の義務づけ（H18省令改正）
- 医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針（H19年3月）
- 行政処分を受けた医師等に対する再教育の義務化（H18法改正等）

【医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底】

- 事故事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底
- 医療関連死の届出制度・原因究明制度、及び医療分野における裁判外紛争処理制度の検討

- 医療事故情報収集等事業の推進（H16年度～）
- 「医療安全情報」の提供（H18年度～）
- 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業（H17年度～）
- 医療紛争における調整・調停を担う人材の養成研修事業（H18年度～）
- 医療事故による死亡の原因究明・再発防止等についての検討（H19年4月～）
- 産科医療補償制度の創設支援（H18年度～）

【患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進】

- 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進
- 医療安全支援センターの制度化

- 患者安全共同行動（PSA）の推進（H13年度～）
- 医療機関等対して患者等からの相談に応じることに付いて努力義務（H18法改正）
- 医療安全支援センターの制度化（H18法改正等）

【医療安全に関する国と地方の役割】

- 国、都道府県、医療従事者の責務及び患者、国民の役割等の明確化
- 法令の整備、研究の推進及び財政的支援等

- 国、地方公共団体、医療機関の責務の明確化（H18法改正）
- 医療安全支援センター総合支援事業の推進（H15年度～）
- 医療安全管理体制推進のための研究等（厚生科研）
- 集中治療室（ICU）における安全管理指針等（H19年3月）
- 周産期医療施設のオープン病院化モデル事業（H17～19年度）